

長崎県公立大学法人職員賃金の臨時特例に関する規程

〔平成27年3月11日
規程第67号〕

改正 平成30年3月28日規程第28号
改正 令和2年3月10日規程第28号
改正 令和3年3月26日規程第78号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号。以下「職員賃金規程」という。）の特例を定めるものとする。

(職員賃金規程の特例)

第2条 この規程の施行の日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員賃金規程第8条の規定により管理職手当を支給される職員（事務局課長を除く。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(法人)

職の区分	割合
事務局理事	100分の3
事務局次長	100分の2

(大学)

職の区分	割合
副学長（学長の職務を代行する者に限る。）	100分の3
副学長	100分の3
シーボルト校事務局長	100分の3
学部長	100分の3
研究科長、専攻長	100分の3
附属図書館長、学科長、学長補佐、事務局部長	100分の2.5
事務局次長	100分の2
センター長、東アジア研究所長	100分の2

2 特例期間においては、職員賃金規程に基づき支給される賃金のうち次に掲げる賃金の支給に当たっては、次の各号に掲げる賃金の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 職員賃金規程第23条第1項から第7項までの規定により支給される賃金 当該職員

- に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
- ア 職員賃金規程第 23 条第 1 項若しくは第 2 項 前項及び前 2 号に定める額
 - イ 職員賃金規程第 23 条第 3 項 前項及び第 1 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ウ 職員賃金規程第 23 条第 4 項 前項及び第 1 号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額
 - エ 職員賃金規程第 23 条第 5 項 前項に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される賃金に係る割合を乗じて得た額
 - オ 職員賃金規程第 23 条第 6 項 前項及び第 1 号に定める額に、同条第 6 項の規定により当該職員に支給される賃金に係る割合を乗じて得た額

- 3 特例期間においては、職員賃金規程第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額は、職員賃金規程第 17 条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した賃金額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 7 時間 45 分（育児短時間勤務職員については、7 時間 45 分に勤務時間等規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。）に毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における勤務時間等規程第 8 条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

一部改正[平成 30 年規程第 28 号、令和 2 年規程第 28 号、令和 3 年規程第 78 号]

（職員育児休業等規程の特例）

- 第 3 条 特例期間においては、長崎県公立大学法人職員育児休業等規程（平成 17 年規程第 15 号）第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「賃金規程第 15 条」とあるのは、「長崎県公立大学法人職員賃金の臨時特例に関する規程（平成 27 年規程第 67 号）第 2 条第 3 項」とする。

一部改正[平成 30 年規程第 28 号]

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の特例）

- 第 4 条 特例期間においては、長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成 17 年規程第 14 号）第 17 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同規程第 17 条」とあるのは、「長崎県公立大学法人職員賃金の臨時特例に関する規程（平成 27 年規程第 67 号）第 2 条第 3 項」とする。

一部改正[平成 30 年規程第 28 号]

（端数計算）

- 第 5 条 この規程の規定により賃金の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

- 第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規程第 28 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日規程第 28 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規程第 78 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。